

平成23年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ： 盛岡市における高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
62	<p>第3 監査結果及び監査結果に添えて提出する意見</p> <p>Ⅲ. 介護保険料の徴収事務の執行について</p> <p>3 監査結果</p> <p>(1) 普通徴収の収納率の低下傾向に対する方策の検討の必要性について（指摘事項1）</p> <p>第1号被保険者の保険料基準額の算定に予定保険料収納率が用いられることから、介護保険料収納率の悪化は将来の介護保険料の上昇のひとつの大きな要因となると考えられ、被保険者全体に、これまでも増して介護保険料の重い負担がかかってくるのが懸念される。</p> <p>したがって、保険料の収納率の向上のための方策が必要であり、次の①、②に示す2つの方策を検討すべきである。</p> <p>① 滞納保険料徴収のための専門スタッフを採用すること</p> <p>② 滞納処分を実施すべきこと</p>	<p>近年の収納率の低下につきましては、市町村等各保険者共通の課題となっていることから、専門スタッフを採用した場合の有効性も含め、収納率向上対策について、中核市等の例を参考にしながら、検討してまいります。</p> <p>滞納処分につきましては、滞納処分の対象とする者の条件や実施方法等について、中核市等の例を参考にしながら、取り組んでまいります。</p> <p>(介護高齢福祉課)</p>	<p>○措置済</p> <p>滞納保険料の徴収につきましては、専門スタッフの採用に代わるものとして平成26年5月から、盛岡市納税推進センター（コールセンター）による電話催告を実施し、普通徴収の収納率は平成25年度の85.91%から27年度は86.79%に向上しました。今後も収納率の向上に努めてまいります。</p> <p>また、滞納処分につきましては、平成24年度から交付要求に取り組んでおります。なお、差押えについては、28年10月26日から介護保険料滞納整理事務取扱基準を策定し、実施しております。</p> <p>(介護保険課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。